

企業の社会的責任と会社法

阿 多 博 文

企業価値研究班委嘱研究員
同志社大学法科大学院客員教授
弁護士

[目次]

- 1 企業の社会的責任とは
 - 1.1 企業の社会的責任（CSR: Corporate Social Responsibility）とは
 - 1.2 地域による捉え方の相違
 - 1.3 国連グローバル・コンパクト
- 2 関連する概念の整理
 - 2.1 企業統治（コーポレート・ガバナンス）
 - 2.2 危機管理（リスク・マネジメント、クライシス・マネジメント）
 - 2.3 遵法経営（コンプライアンス）
 - 2.4 内部統制（インターナル・コントロール）
- 3 CSR報告書に求められる記載
- 4 結びとして一会社法との関連において

1 企業の社会的責任とは

1.1 企業の社会的責任（CSR: Corporate Social Responsibility）とは

持続可能な社会を目指すためには、行政、民間、非営利団体のみならず、企業も、経済だけでなく社会や環境などの要素にも責任を持つべきであるという考えのもとに成立した概念である。CSRに異をとねえる人はいないが、立場により想定するCSRのイメージが異なる。例えば、「環境」を想起する人、「法令遵守」を想起する人、「雇用」を想起する人、「フィランソロピー」「企業メセナ」を想起する人等多面的である（平成19年11月11日付日本経済新聞朝刊の掲載された「日経CSRプロジェクト」広告参照）。

1.2 地域による捉え方の相違

多面的に捉えられるCSRという概念は、その沿革から、地域による価値観の相違も反映し

ている。ここでは、アメリカ、EU、日本での企業ないしCSRの捉え方の特徴について説明しておく。

1.2.1 アメリカにおける捉え方の特徴

アメリカでは、企業は株主が利益を得るための道具であり、それ自身実態のない擬制に過ぎないと捉える。株主から経営を委託された経営者は、株主自身の利益のために行動すべきであり、企業の利益を株主以外の目的のために使用することは浪費であり、許されない。配当として還元された資金の使い道は、株主個人の選択に委ねられるべきものである。ここでは、企業の利益は株主のものであるとする考え方が徹底している。この価値観を前提にすれば、CSRとは地域社会での寄付等の利益還元や、企業イメージの向上のための宣伝程度にとどまるということになりがちである。ただ、アメリカにおいても、ワールドコム、エンロンの事件等を通じて、株主価値最大化原則のみを指向することに疑問も呈され、企業の経営者に対し、株主だけでなく、ひろく利害関係者（ステークホルダー）に対して説明責任を果たし、企業の財務状況や経営の透明性を高めるなど、適切な企業統治とコンプライアンスを実施し、「リスクマネジメント」、「内部統制」の徹底が求められるようになった。これら説明責任の側面の実現については、米国内企業改革法等を通じて、米国証券取引委員会（SEC）等が目を光らせている。

1.2.2 ヨーロッパにおける捉え方の特徴

これに対し、ヨーロッパでは、企業は、単なる株主のための存在ではなく、株主、労働者その他企業をとりまくステークホルダーのための存在であることが前提とされている。企業は社会的な実態を有し、株主利益のみならず、社会的な目的を達成するために存在する。経営者は、会社の利益のために行動すべきであるが、企業の利益には、株主の利益だけではなく、ステークホルダーの利益が含まれる。ここでは、CSRとは、社会的な存在としての企業が、企業の存続に必要な不可欠な社会の持続的発展に対して必要なコストを払い、未来に対する投資として行う必要な活動を意味し、積極的に推進されるべきであるということになる。EU諸国では、政府機関がCSRの推進機関であり、イギリス、フランス等ではCSR担当大臣が置かれている。

このようにアメリカ、ヨーロッパでは、その企業に対する価値観の違い故にCSRの捉え方に大きな隔りがある。しかしながら、アメリカにおいても、適切な企業統治やコンプライアンスを実施することなく、環境や労働問題の改善を図ることは困難であるし、ステークホルダーに説明責任を果たしていく過程では、環境や労働問題の改善を図ることも求められるから、企業観の違いを余りに強調することは実情に添わないおそれがある。

1.2.3 日本企業における捉え方の特徴

日本では、どのようにとらえられてきたのか。1970年代から企業の社会的責任という言葉が

使われてきたが、ここでは、八幡製鉄政治献金事件（最判昭和45年6月24日民集24巻6号625頁）に触れておく。この事件は、当時の八幡製鉄（現新日本製鉄）が特定政党に政治献金をしたことが、会社の権利能力（定款所定の目的）の範囲を超え取締役の善管注意義務・忠実義務に反するとして、株主代表訴訟が提起されたものであるが、最高裁は、会社による政治資金の寄付は、客観的抽象的に観察して会社の社会的役割を果たすためになされたものと認められる限り、会社の権利能力の範囲に属すること、取締役が会社を代表して政治資金を寄付することは、その会社の規模、経営実績その他社会的経済的地位および寄付の相手方など諸般の事情を考慮して、合理的な範囲内においてなされる限り、取締役の忠実義務に反しないと判断した。その際、企業の行いうる行為は営利行為の枠を超えうるのかということが問題にされたが、八幡製鉄事件での最高裁の多数意見は「会社にとっても、一般に、かかる社会的作用に属する活動をするとは、無益無用のことではなく、企業体としての円滑な発展を図るうえに相当の価値と効果を認めることもできるのであるから、その意味において、これらの行為もまた、間接ではあっても、目的遂行のうえに必要なものであるとするを妨げない」と判示して、政治献金を定款所定目的の範囲内すなわち会社の権利能力の範囲内と解したのである。

ただし、日本での議論は、過去においては「企業の持続的発展」に重点が置かれた議論であり、そのため、しばしば企業の社会的貢献や企業イメージの向上を図る諸活動のように、企業収益を実現した後の活動として理解されることが多かった。

その後、環境問題が盛んになった頃からは、企業の環境破壊に対抗する主張として発展していった。更に、労働安全衛生・人権（対従業員）、雇用創出（対地域）、品質（対消費者）、取引先への配慮（対顧客・外注）など、幅広い分野に拡大していった。

近年は、企業不祥事とそれに対する企業統治の実現や法令順守の問題の文脈でCSRが語られることが多い。日本においては企業や経済団体が主導的に活動しており、日本経団連の「企業行動憲章」、経済同友会の「自己評価ツール」などがある。近年の日本における普及の要因としては、株式市場や格付機関が企業評価の尺度としてCSRの視点を取り入れるようになってきたことも挙げられる。

なお、江戸時代の商人に代々引き継がれた家訓などに着目し、日本における伝統的な企業経営の中では、経営者はCSRを経験的に会得し、実践してきたとの見方もある。

1.3 国連グローバル・コンパクト（GC）

1.3.1 国連グローバル・コンパクト（GC）とは

CSRには地域、国家によって様々な考え方があり、優先されるべき内容にも差が見られるが、国連やISO、EU等の国際団体では地域差を前提とした上で、CSR活動の国際的な共通基盤と普及を図っている。ここでは、国連グローバル・コンパクト（GC）について触れておく。

国連グローバル・コンパクト（GC）とは、1999年1月、スイスのダボスで開かれた世界経

済フォーラムの席上で、コフィー・アナン国連事務総長が提唱したもので、翌2000年7月にニューヨークの国連本部で正式に発足した。

国連では、参加する世界各国の企業に対して、「人権」「労働基準」「環境」の3分野で世界的に確立された9原則を「グローバル・コンパクト（GC）」として、支持・実践することを提唱し（2004年6月に「腐敗防止」に関する原則が追加され、計10原則に）、世界中の企業・団体に参加を呼びかけている。

GCの10原則とは次のものである。

人 権

1. 企業はその影響の及ぶ範囲内で国際的に宣言されている人権の擁護を支持し、尊重する。
2. 人権侵害に加担しない。

労 働

3. 組合結成の自由と団体交渉の権利を実効あるものにする。
4. あらゆる形態の強制労働を排除する。
5. 児童労働を実効的に廃止する。
6. 雇用と職業に関する差別を撤廃する。

環 境

7. 環境問題の予防的なアプローチを支持する。
8. 環境に関して一層の責任を担うためのイニシアチブをとる。
9. 環境にやさしい技術の開発と普及を促進する。

腐敗防止

10. 強要と賄賂を含むあらゆる形態の腐敗を防止するために取り組む。

1.3.2 国連グローバル・コンパクト（GC）の位置付け

このGCは、規制の手段でも、法的に拘束力のある行動規範でもない。あくまでも自発的なイニシアティブに留まる。また、GCはネットワークで成り立っている。

企業がGCに参加し①GCとその原則が企業戦略、企業文化、また日常業務の中に取り込まれ、より良い企業経営に役立てること、②企業の広報資料や講演会などのコミュニケーション手段を通してGCに参加していること、およびGCの原則を積極的にPRすること、③年次報告やあるいはそれに準じる報告書に、GCを支持する上で実行したことを発表することといったことを行動内容として期待している。

2 関連する概念の整理

視点を変えて、企業の社会的責任（CSR）と関連する概念を整理しておく。企業統治（コーポレート・ガバナンス）、危機管理（リスク・マネジメント、クライシス・マネジメント）、遵法経営（コンプライアンス）、内部統制（インターナル・コントロール）を取り上げる。

なお、これら概念の相互の関係がどのように取り扱われるかは、個々の場面ではそれぞれの法令等が独自に決めており、論理的にそれらを上位概念・下位概念として整然と分類することはあまり意味はないが、その由来等を踏まえることで、各人個々の用例の整理には役に立つものと思われる。

2.1 企業統治（コーポレート・ガバナンス）

企業経営者は、株主から企業を預かっているものであり、株主に対し、企業価値を最大化する責任を負っている。コーポレート・ガバナンスとは、経営者の株主に対する責任を、如何にして果たせるのか、即ち、株主と経営者の利害調整の問題である。経営学的には「経営者を監視・牽制する仕組み」という定義が与えられ、更に踏み込んで「企業が競争力を高め、企業不祥事を回避し、株主又はステークホルダーにとっての企業価値を高めるための企業規律のあり方」といった意味で使われているが、実務的には、内部統制・危機管理・コンプライアンスという様々な概念を包含するものとして、又はそれらとほぼ同義語として使用されている。

日本では、平成18年5月から会社法が施行されているが、会社法自体には、企業統治（コーポレート・ガバナンスという用語は用いられていない。

□ 実務上の使用例

i 有価証券報告書等での「コーポレート・ガバナンスの状況」の開示

平成15年3月の証取法改正（平成16年3月期の有価証券報告書等から記載）

「提出会社の情報」に、「コーポレート・ガバナンスの状況」の項目を新設。

ii 平成18年3月1日、東京証券取引所が東証上場企業に対し「コーポレート・ガバナンス報告書」の提出を義務づけ。

「コーポレート・ガバナンス報告書」への記載内容は、次の事項である。

I コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1 基本的な考え方

2 資本構成

3 企業属性

4 その他のコーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス

ス体制の状況

- 1 機関構成・組織運営等に係る事項
 - 2 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項
- Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況
- 1 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況
 - 2 IRに関する活動状況
 - 3 ステークホルダーの立場の尊重に係る取組状況
- Ⅳ 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況
- Ⅴ その他
- 1 買収防衛策に関する事項
 - 2 その他のコーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

2.2 危機管理（リスク・マネジメント）

リスク管理とは、企業固有のリスクを分析し、それに対応して、その発生の頻度を抑制すること、発生した場合の企業経営に及ぼす影響を最小化する（コントロール）と共に、保険その他のリスクヘッジ手段によって経済的損失を補填（ヘッジ）することによってリスクを「容認できる範囲」に収めることを、最小の費用で最大の効果を上げるよう手配することを意味する。

なお、大和銀行事件（大阪地判平成12年9月20日・平成14年12月和解）では、大阪地裁は、リスク管理体制を内部統制システムと同義であると定義し、さらには、コンプライアンス体制も同義であると整理して、その構築に関する任務懈怠行為の有無の認定している。

□ 実務上の使用例

- i 会社法施行規則100条1項2号「損失の危険の管理」として規定。
- ii 企業内容等の開示に関する内閣府令（平成15年3月31日改正 内閣府令第28号）第3号様式上の注の中で、「事業等のリスク」として記載すべき事項として次の説明がある。
「有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（連結財務諸表規則第2条第13号及び財務諸表等規則第8条第17項に規定するキャッシュ・フローをいう。）の状況の異常な変動、特定の取引先・製品・技術等への依存、特有の法的規制・取引慣行・経営方針、重要な訴訟事件等の発生、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を一括して具体的に、分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。」

2.3 遵法経営（コンプライアンス）

コンプライアンスとは、complianceと綴り、comply（法令などを守る、遵守する）の名詞

形であり、日本語では「法令遵守」と訳されることが多い。法令遵守の「法令」とは、形式的な法令だけではなく、定款遵守、企業倫理の遵守を含む。また、定款遵守には、その下部規定である各種の社則、規定、業務命令等も含む。

会社の組織的な取り組みはコンプライアンスプログラムと言われ、具体的には、①トップの遵法経営の宣言、②遵守すべき事項の列挙、③違反に対する懲罰等、④遵守宣言、⑤違反防止、摘発の仕組み、⑥コンプライアンス責任者に人格者を据える、⑦コンプライアンス監査の実施等が挙げられる。

なお、コンプライアンスが、規則や決まりを守ることで社会から減点評価を受けないためのものであるのに対し、CSRは、社会に積極的に貢献してゆくことにより社会からの評価を受け、加点してゆくところに違いがあるとされる。

神戸製鋼事件（神戸地裁平成14年4月5日）での和解に際し裁判所が示した所見の中では、コンプライアンス体制を踏まえた内部統制システムを意識し、「神戸製鋼所のような大企業の場合、…取締役は、商法上固く禁じられている利益供与のごとき違法行為はもとより大会社における厳格な企業会計規制をないがしろにする裏金捻出行為等が社内で行われぬよう内部統制システムを構築すべき法律上の義務があるというべきである…上記の内部統制システムを構築すべき義務は社会の強い要請に基づくものでもある。」という記載がなされている。

□ 実務上の使用例

- i 会社法施行規則100条1項4号「使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する体制」

2.4 内部統制（インターナル・コントロール）

内部（internal）とは、外部（external）に対立する語で、企業に対する外部からの規制（外部統制）—法令、官庁、投資家・消費者団体、自治体等による監視に対峙する概念として用いられている。また、「control」には統制の訳語が当てられているが、同語には他に管理・監督・制御・規制等の訳語がある。したがって、内部統制とは、経営管理とか企業の業務管理と同意であり、近時は「企業がその業務を適正かつ効率的に遂行するために企業内において構築され、運用される体制およびプロセス」と定義がされている。

かかる定義からもうかがえるように内部統制とコーポレート・ガバナンスは、ほとんど同じ意味で用いられているが、内部統制システムという「予め設定しておく企業経営において自動的に目標の状態が保たれるような仕掛け」というニュアンスがより強く含まれる。

会社法では、「業務の適性を確保するための体制」（会社法施行規則100条1項）という表現を用いており、内部統制という言葉自体は直接には使われていない。

□ 実務の使用例

- i 会社法362条4項6号、会社法施行規則100条1項（業務の適正を確保するための体制）

- 1 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 2 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 3 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 4 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 5 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ii 監査役設置会社についての体制（会社法施行規則3項）
- 1 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - 2 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - 3 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - 4 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

3. CSR報告書に求められる記載

3.1 CSR報告書の記載方法

2で記載したとおり、GCでは、年次報告やあるいはそれに準じる報告書にGCを支持する上で実行したことを発表することを要求しているが、これを受けて、企業ではCSR報告書、持続可能性報告書等の名称で、環境、労働、人権、消費者保護などへの取組内容を公表することが増えている。各企業のCSRに対する理解、取組みは、CSR報告書への記載として現れる。

CSR報告書を作成するに際し、まず留意すべき事項としては、如何なる読者を対象とするのかという点であり、CSRがステークホルダーを意識した概念である以上、株主や投資家以外のステークホルダーをも読者として意識することが必要である。単に専門用語を羅列した長文の論文ではなく、平易な言葉で、短くポイントを捉え、具体的に記述する必要がある。また、図表やグラフ等視覚に訴える表現も有意であろう。既に多数のCSR報告書が公表されているが、参考になるガイドラインとしては、環境省が2007年6月に公表した「環境報告ガイドライン～持続可能な社会をめざして～2007年度版」がある。

次に、継続性も重要である。毎年度CSR報告書を作成し、継続的な取り組みを行っていく場合には、従来の目標を達成したか、達成できなかった場合にはどこに課題があるのか、今後どのように取り組むのかといった点にも目を向ける必要がある。

更に、企業としての取組みを掲げるに際しては、根拠となる法令・諸規則、国際的条約、ガイドライン、指針などの指摘も忘れてはならない。

3.2 CSR報告書で記載が求められる事項

基本的には、GCで取り上げられたGCの10原則を各企業の状況に応じて選択し、また、軽重を設けることになるが（例えば、環境、雇用・労働、公正な事業活動、社会開発、地域貢献、消費者等の項目が重要な事項といえよう）、更に、意識すべき記載項目として、次のような事項がある。

- ① 経営者のコミットメント
- ② ステークホルダーの把握
- ③ 方針、目標、計画、実績の総括
- ④ CSRマネジメントシステム、組織・体制
- ⑤ 経営トップのコンプライアンスを徹底する旨の表明
- ⑥ 取締役のコンプライアンスを確保する体制
- ⑦ 使用人のコンプライアンスを確保する体制
- ⑧ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ⑨ 監査役が実効的に監査を行うための体制
- ⑩ 公正な事業活動（反社会的勢力の排除等）

4 結びとして一会社法との関連において

本報告は、企業の社会的責任と会社法というタイトルとはちがって、平成18年5月から施行されている会社法については、幾つかの条文を指摘するだけで、殆ど言及してない。そこで、結びとして会社法との関連について少しだけ言及しておく。

会社法は、社会的責任や法令遵守に関する規定、これに関連するコーポレート・ガバナンス、内部統制に関する規定も直接には設けていない。業務の適正を確保するための体制（会社法348条3項4号・4項、362条4項6号・5項、416条1項1号ホ参照、会社法施行規則100条）の中に関連する項目を定めるのみである。大会社では、業務の適性を確保するための体制を構築する場合には、取締役会決議が求められているが（会社法362条5項）、これも内容についての規制ではなく、手続規制に過ぎない。

しかしながら、企業が法令遵守に対する最低ラインを構築することは、企業が果たすべき「社会的責任」であり、その際、単に企業憲章等の制定に留まらず、CSR報告書等により会社が果たそうとするそして実際に果たしている社会的責任の内容を具体的に表明してゆくべきである。

